

わいせつ・セクハラ事例集

～学校におけるわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントを根絶するために～

令和7年4月

香 川 県 教 育 委 員 会

（平成 22 年 5 月 一部改訂）

（平成 26 年 11 月 一部改訂）

（平成 29 年 11 月 一部改訂）

（令和 7 年 4 月 一部改訂）

目 次

は じ め に	1
1 事例集の使い方	2
2 懲戒処分の指針	3
3 関係法令等	5
4 わいせつな行為の事例	10
5 セクシュアル・ハラスメントの事例	34
6 不祥事の影響	50
7 参考資料 (ワークシート ・ チェックシート)	53

はじめに

教育公務員は、子どもたちの人格を形成し、豊かな心を育むという崇高な使命を負っており、より厳しく、かつ高潔な倫理観が求められています。

わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントをはじめとする教員の不祥事は、被害者やその家族を傷つけることに加え、学校教育そのものに対する児童生徒や保護者さらには県民の信頼を失わせることになります。

こうした中、平成20年度に、わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントによる教員の懲戒免職処分が4件行われたことから、事例に学び、自らの行動を見つめ直すことができるよう、平成21年3月に、わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントに陥りやすい具体的な事例や、不祥事を起こした場合、児童生徒、教員本人等にどのような影響が及ぶのかということについてまとめた研修用資料『わいせつ・セクハラ事例集』を作成し、平成22年5月、平成26年11月及び平成29年11月にそれぞれ一部改訂を行い、不祥事の再発防止に努めてきました。

しかしながら、令和6年度に3件のわいせつな行為による懲戒処分が行われ、こうした行為による不祥事が根絶されていない現状が浮き彫りとなりました。

こうした不祥事の背景には、どのような状況にあっても自らを厳しく律しなければいけないという、教育公務員としてのプロ意識が希薄となっていること、また、不祥事発生に対して大きな抑止力となり得る、職場における緊密なコミュニケーションの形成が不足していることに原因があるのではないかと考えられます。

このたび、法改正等を踏まえ、研修用資料の見直しを行いました。

学校現場において、教員一人ひとりが危機感を持つとともに、職場全体の課題として考え、不祥事の防止・根絶が図れるよう、この資料が活用されることを強く願っています。

令和7年4月

香川県教育委員会

1 事例集の使い方

教職員の不祥事防止を目的に、校内での研修用資料として『信頼される教師を目指して』を平成20年3月に作成しました。

この『わいせつ・セクハラ事例集』は、『信頼される教師を目指して』を補完するものと考えています。校内研修では、例えば、『わいせつ・セクハラ事例集』を次のような方法で事例演習に活用したり、『信頼される教師を目指して』のチェックシートを定期的を使用したりすることで、二つの研修用資料を効果的に活用してください。

【事例演習の方法】

わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントの事例とともに、各事例のポイントを掲載していますので、それをもとに、ワークシート等を活用して、各事例の問題点や原因、背景等を考えてください。

また、次の項目を参考に、対岸の火事ではなく、自分自身の又は自身が勤務している学校の問題として、話し合いを重ねてください。

- ① 各事例のわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントは、被害の相手方（児童生徒等）にどのような影響を与えたのでしょうか。
- ② 各事例のわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントは、教育界全体、学校、教職員にどのような影響を与えたのでしょうか。
- ③ 各事例のわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントは、それを行った教職員本人と社会にどのような影響を与えたのでしょうか。
- ④ 各事例のわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントを未然に防止するために、管理職や他の教職員は、どのような対応が必要だったのでしょうか。
- ⑤ 日々の教育活動の中で、陥りやすいわいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントの事例を考えてみて下さい。
- ⑥ 職場の中で、各事例に類似したシチュエーションはありませんか。職場全体で話し合い、情報を共有し、どのようにすれば、不祥事が発生しない職場環境を整備できるか考えてみて下さい。

2 懲戒処分の指針

(令和6年8月19日 教育長通知)

懲戒処分の指針 (抄)

香川県教育委員会

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものであり、(略)。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

第2 標準例

2 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメント関係

(1) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に規定する「児童生徒性暴力等」に該当する次の行為を行った職員は、免職とする。

(ア) 児童生徒等に性交等(刑法第177条第1項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。))。

(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること((ア)に掲げるものを除く。))。

(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律((エ)において「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること((ア)及び(イ)に掲げるものを除く。))。

(エ) 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること((ア)から(ウ)に掲げるものを除く。))。

a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。

b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

(オ) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと((ア)から(エ)までに掲げるものを除く。))。

イ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動を行った職員は、停職、減給又は戒告とする(アに掲げるものを除く。))。

※ ア及びイに掲げる「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項各号に規定する次の者をいう。

① 学校に在籍する幼児、児童又は生徒

② 18歳未満の者（①に該当する者を除く。）

(2) わいせつな行為（2(1)及び(3)に掲げるものを除く。）

わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。

※ (2)に掲げる「わいせつな行為」とは、刑法、軽犯罪法、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律、香川県迷惑行為等防止条例などの規定に違反するわいせつな行為等をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント（2(1)に掲げるものを除く。）

ア セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

※ 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場や学校における性的な言動及び他の職員等を不快にさせる職場や学校の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれにあたる。

3 体罰等

(1) 体罰

ア 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。

ウ 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

※ 「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。

※ 「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

(2) 不適切な言動

暴言等の不適切な言動により、児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた職員の処分は、免職、停職、減給又は戒告とする。その量定の決定に当たっては、3(1)におけるアからウを参考とする。

9 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

附 則

この指針は、令和6年8月19日から施行する。

3 関係法令等

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2～4 略

（服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第 35 条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（抄）

（定義）

第2条 略

2 略

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

（1）児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

（2）児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。

（3）刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。次号において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前2号に掲げるものを除く。）。

（4）児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前3号に掲げるものを除く。）。

ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

（5）児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

（児童生徒性暴力等の禁止）

第3条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

（任命権者等の責務）

第7条 略

2 公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

3 略

(3) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日策定、令和5年7月13日改訂）（抄）

第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

2 児童生徒性暴力等の定義

○ 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。

① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）

② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第2号）

③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）

④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第4号）

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第5号）

○ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

○ ①については、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。

○ ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。

○ ③については、

・刑法第182条の罪：16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求

等)、

- ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為：児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的の人身売買等（同法第8条）（児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる）、
- ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）：児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条）がここに含まれる。

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。

○ なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

○ ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）などが、ここに含まれると考えられる。

第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、文部科学省においても、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とすべきことについて、累次にわたり通知等してきたところである。

3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策

(2) 教育職員等を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等

○ 任命又は雇用を希望する者が特定免許失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

○ 特定免許失効者等の任命又は雇用を行う場合は、法第3条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児

児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策

(1) 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与

- 再授与審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということであり、再授与の審査に当たって、授与権者においては、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。
- 法第4条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない等とされていることを踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であり、授与権者は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある。

4 わいせつな行為の事例

【事例1】

男性教諭のAは、部活動の指導をしていた女子生徒B（18歳）に、卒業式の数日前に、夜景のきれいな場所にドライブに連れて行く約束をした。

二人がドライブに行った際、車を停めて、二人で道路上から夜景を観ていたが、女子生徒Bの言動に、A教諭は自分に恋愛感情があるものと勘違いし、「18歳だから香川県青少年保護育成条例違反にもならないだろう」と考え、道路上で女子生徒Bを抱きしめキスをした。

通行人から警察に通報があり、後日A教諭と女子生徒Bは、警察で事情聴取を受けることになった。その際、女子生徒Bは、信じていたA教諭の行為にショックを受け、嫌悪感を感じたと話した。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2-2-(1)-ア に該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

○香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）

（粗野又は乱暴な行為の禁止）

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、さん橋、空港、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2・3 略

（卑わいな行為の禁止）

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服の上から又は直接、人の身体に触れること。

（2）～（4） 略

2～4 略

（罰則）

第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【ポイント】

- 「女子生徒Bに、・・・ドライブに連れて行くと約束をした。」
- 「女子生徒Bの言動に、A教諭は自分に恋愛感情があるものと勘違いし」



■安易、軽率な判断であり、批判や誤解を受ける行動ではないか？

- 「『18歳だから青少年保護育成条例違反にもならないだろう』と考え、道路上で女子生徒Bを抱きしめキスをした。」



■18歳以上なら問題はないのか？

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■香川県迷惑行為等防止条例違反になるという考えはなかったのか？

■条例にいう「公共の場所」でなければ問題はないのか？

■どのような状況であっても、教員が、生徒に対してわいせつな行為を行うことは許されるものではない。

【事例 2】

男性教諭の C は、担任をしていたクラスの女子生徒 D（17 歳）と、携帯電話のメールで友人関係についての相談を受けているうちに親しくなり、放課後などに C 教諭の自家用車で一緒にドライブするようになった。

女子生徒 D は 17 歳の多感な年頃で恋愛関係に興味があり、C 教諭に対する好意を持っており、C 教諭は女子生徒 D と同意の上、ホテルでみだらな行為を行った。後日、女子生徒 D の保護者から学校に抗議があった。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第 2－2－（1）－ア に該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

○香川県青少年保護育成条例（昭和 27 年香川県条例第 22 号）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 青少年 18 歳未満の者をいう。

（2）～（9） 略

（淫行又は猥せつ行為等の禁止）

第 16 条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

第 22 条 第 16 条の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

【ポイント】

○「携帯電話のメールで友人関係についての相談を受けているうちに親しくなり」

↓

■携帯電話のメールでの相談は適切か？

○「自家用車で一緒にドライブするようになった」

↓

■安易、軽率な判断であり、批判や誤解を受ける行動ではないか？

○「C 教諭は女子生徒 D と同意の上、ホテルでみだらな行為を行った」

↓

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■同意があったら問題はないのか？

■どのような状況であっても、教員が、生徒に対してみだらな行為を行うことは許されるものではない。

【事例3】

男性教諭のEは、女子生徒Fと二人きりの音楽室において部活動の指導中、女子生徒Fの姿勢を直す際、思いあまって胸や臀部を触り、ついには自制心がきかなくなり、無理やり抱きつきキスを強要した。

女子生徒Fは、精神的ショックを受け、部活動や音楽の授業を受けられなくなった。後日、女子生徒Fの保護者から学校に抗議があった。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2-2-(1)-ア に該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

○刑法（明治40年法律第45号）

（不同意わいせつ）

第176条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する。

- （1） 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- （2） 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- （3） アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- （4） 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- （5） 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- （6） 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕（がく）させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- （7） 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- （8） 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第1項と同様とする。

【ポイント】

○「女子生徒Fと二人きりの音楽室において部活動の指導中」

↓

■個人指導の際に配慮することは？

■密室状態を回避する必要がある。

○「女子生徒Fの姿勢を直す際、思いあまって胸や臀部を触り、ついには自制心がきかなくなり、無理やり抱きつきキスを強要」

↓

■生徒の体への接触は、本当に必要か？

■説明責任が果たせるのか？

■批判や誤解を受ける行動は避けなければならない。

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

■自らの行動の結果が、児童生徒及び保護者、自分の家族、学校、社会全体にどのような影響を及ぼすのか、常に考えておかなければならない。

【事例 4】

男性教諭のGは、陸上部の顧問であり、全国大会で数多くの入賞者を出すなど、指導力には定評があった。また、教員と生徒との関係を厳格に徹底させる厳しい指導で知られていた。

G教諭は、部活動の指導中、学校のグラウンドにおいて、顧問の立場を利用し、女子部員数人に対し、マッサージと装い、胸や臀部を触るなど強いてわいせつな行為を行った。

後日、女子部員の保護者から学校に抗議があり、G教諭は、不同意わいせつ罪の疑いで警察に逮捕された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2-2-(1)-ア に該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

○刑法

(不同意わいせつ)

第176条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する。

- (1) 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- (2) 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- (3) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- (5) 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕(がく)させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第1項と同様とする。

【ポイント】

○「教員と生徒との関係を厳格に徹底させる厳しい指導で知られていた」

↓

■生徒に絶対服従関係を強いる指導方法は、果たして適切か？

○「顧問の立場を利用し、女子部員数人に対し、マッサージと装い」

↓

■そのマッサージ行為は、本当に必要か？

■説明責任が果たせるのか？

○「胸や臀部を触るなど強いてわいせつな行為を行った」

↓

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

■自らの行動の結果が、児童生徒及び保護者、自分の家族、学校、社会全体にどのような影響を及ぼすのか、常に考えておかなければならない。

【事例5】

男性教諭のHは、学校での仕事量が多く、なぜ自分だけが苦勞しなければいけないのかと、いつも不満に思っていた。

H教諭は、日頃のストレスを解消するため、大型スーパーにおいて、男女兼用トイレの個室にいる女子高校生I（17歳）をデジタルビデオで撮影したが、異変に気づいた女子高校生Iが大声を上げ、H教諭は店員に取り押さえられた。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2－2－（1）－ア に該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

○香川県迷惑行為等防止条例

（卑わいな行為の禁止）

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服の上から又は直接、人の身体に触れること。
- （2） 人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する方法により行われる場合を除く。）。
- （3） 正当な理由がないのに、写真機等を使用して衣服を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。）。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、公共の場所若しくは公共の乗物にいる人又は公衆に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

2～4 略

（罰則）

第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
(平成11年法律第52号)

(定義)

第2条 この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 略

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（略）に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

(1)・(2) 略

(3) 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀（でん）部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(児童ポルノ所持、提供等)

第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3・4 略

5 前2項に規定するもののほか、ひそかに第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。

6～8 略

【ポイント】

○「男女兼用トイレの個室にいる女子高校生 I をデジタルビデオで撮影」



■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

■自らの行動の結果が、児童生徒及び保護者、自分の家族、学校、社会全体にどのような影響を及ぼすのか、常に考えておかなければならない。

【事例6】

男性教諭のJは、携帯電話の出会い系サイトで知り合った高校1年の女子生徒K（16歳）に3万円を渡し、18歳未満であることを知りながら、ホテルでみだらな行為を行い、その後も、援助交際を続けた。

しかし、警察にJ教諭の援助交際についての匿名の電話が入り、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の容疑で逮捕された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2－2－（1）－ア に該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

（定義）

第2条 この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

（1）児童

（2）・（3） 略

3 略

（児童買春）

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

【ポイント】

○「高校1年の女子生徒K（16歳）に3万円を渡し、18歳未満であることを知りながら、ホテルでみだらな行為を行い、その後も、援助交際を続けた」

↓

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

■自らの行動の結果が、児童生徒及び保護者、自分の家族、学校、社会全体にどのような影響を及ぼすのか、常に考えておかなければならない。

【事例 7】

男性教諭の L は、教え子の女子生徒 M（17 歳）と親密な仲となり、ホテルでみだらな行為を行った。

後日、警察に香川県青少年保護育成条例違反で逮捕され、裁判で「女子生徒 M とは結婚を考えており、罪にならない」と主張したが、裁判所は「L 教諭には妻がおり真摯なものとは到底言えない」として懲役 1 年 8 月の実刑判決が言い渡された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第 2－2－（1）－ア に該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

○香川県青少年保護育成条例

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 青少年 18 歳未満の者をいう。
- （2）～（3） 略

（淫行又は猥せつ行為等の禁止）

第 16 条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

第 22 条 第 16 条の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

【ポイント】

○「教え子の女子生徒 M（17 歳）と親密な仲となり、ホテルでみだらな行為を行った」



■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

○「裁判で『女子生徒 M とは結婚を考えており、罪にならない』と主張した」



■その考えは、社会で通用するのか？

■いかなる状況においても、教職員としての立場をわきまえた行動をとらなければならない。本気だから許されるなどと安易な思い込みをしてはならない。

【事例 8】

男性教諭のNは、飲食店で知り合った成人女性Oと2人で店を出て歩いて帰る途中、河川敷の土手の上に座った際に、酒に酔った勢いもあり、女性Oにキスし、嫌がる女性Oの胸や臀部を繰り返し触った。

後日、N教諭は、女性Oから不同意わいせつ罪で告訴され、300万円の示談金で和解した。

【考えられる懲戒処分】

免職、停職又は減給：懲戒処分の指針第2-2-(2)に該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

○刑法

(不同意わいせつ)

第176条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する。

- (1) 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- (2) 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- (3) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- (5) 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕(がく)させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第1項と同様とする。

【ポイント】

○「酒に酔った勢いもあり、女性○にキスし、嫌がる女性○の胸や臀部を繰り返し触った」

↓

■勤務時間外の私的な生活の場面での行為なら許されるのか？

■嫌がる相手に、わいせつな行為を行った場合には、不同意わいせつとなる場合がある。

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

■教員としての立場と職責の重大さを十分に自覚し、いかなる場面でも職の信用を傷つけることのないようにする必要がある。

○「３００万円の示談金で和解した」

↓

■刑事・行政上の責任は言うに及ばず、民事上も高い代償が必要となりうることを認識しなければならない。

【事例9】

独身の男性教諭のPは、在学中から好意を抱いていた教え子の女性Qに対して、学校を卒業したことを機会に交際を申し込んだが、断られた。このことに腹を立てたP教諭は、女性Qに繰り返し電話をかけたり、待ち伏せするなどした。

後日、P教諭は、ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反した疑いで、逮捕された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2-2-(2)に該当

懲戒処分の指針第2-2-(3)に該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

（定義）

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2)～(4) 略

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール送信等を行うこと。

(6)～(8) 略

2・3 略

4 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第1項第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。））に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止）

第3条 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

（罰則）

第18条 ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【ポイント】

○「在学中から好意を抱いていた教え子の女性Qに対して、学校を卒業したことを機会に交際を申し込んだ」

↓

■その考えは、社会で通用するのか？

■いかなる状況においても、教職員としての立場をわきまえた行動をとらなければならない。卒業したら許されるなどと安易な思い込みをしてはならない。

○「女性Qに繰り返し電話をかけたり、待ち伏せするなどした」

↓

■自らの行動で、相手が不安を覚えた場合、ストーカー行為となる可能性があることを意識しておかなければならない。

■教育に携わる公務員として、自らを厳しく律し、児童生徒や保護者、県民からの信頼を裏切らないようにしなければならない。

【事例 10】

男性教諭の R は、出張した S 県のホテルにおいて、見知らぬ土地にきた開放感から駅前で渡された無店舗型性風俗店のチラシを見て、夜、女性の派遣を依頼し、派遣されてきた少女が 18 歳未満であることを知りながら、現金 3 万円を渡してみだらな行為を行った。

半年後、S 県の警察が学校に来て、校長に事件内容を説明し、R 教諭の席がある準備室などを搜索した。R 教諭は、同日夜、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反した疑いで、逮捕された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第 2－2－（１）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

（定義）

第 2 条 この法律において「児童」とは、18 歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

（１） 児童

（２）・（３） 略

3 略

（児童買春）

第 4 条 児童買春をした者は、5 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

【ポイント】

- 「見知らぬ土地にきた開放感から駅前で渡された無店舗型性風俗店のチラシを見て、夜、女性の派遣を依頼」



■勤務時間外の私的な生活の場面での行為なら許されるのか？

■教員としての立場と職責の重大さを十分に自覚し、いかなる場面でも職の信用を傷つけることのないようにする必要がある。

- 「派遣されてきた少女が 18 歳未満であることを知りながら、現金 3 万円を渡してみだらな行為を行った」



■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

■自らの行動の結果が、児童生徒及び保護者、自分の家族、学校、社会全体にどのような影響を及ぼすのか、常に考えておかなければならない。

【事例 11】

男性教諭の T は、テニス部の顧問として、女子部員 10 名を引率し、大会に参加するために他県へ遠征した。

T 教諭は、遠征先で宿泊しているホテルにおいて、部員が就寝している室を夜間に見回りしていたところ、就寝中であることをいいことに、複数の女子部員の下腹部を触るなどした。

3 年後、当時の女子部員の一人から警察に告訴があり、T 教諭は当初は行為を否定していたが、他の当時の女子部員への事情聴取により、事実が裏付けられ、準強制わいせつ罪の疑いで、逮捕された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第 2－2－（１）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

○刑法

（不同意わいせつ）

第 176 条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6 月以上 10 年以下の拘禁刑に処する。

- （１） 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- （２） 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- （３） アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- （４） 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- （５） 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- （６） 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕（がく）させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- （７） 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- （８） 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 16 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該 16 歳未満の者が 13 歳以上である場合については、その者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第 1 項と同様とする。

【ポイント】

- 「遠征先で宿泊しているホテルにおいて、部員が就寝している室を夜間に見回りしていたところ」



- 男性教諭が、夜間に女子部員が就寝している部屋を見回することは適切か？
- 説明ができるか？ 批判や誤解を受けないか？

- 「就寝中であることをいいことに、複数の女子部員の下腹部を触るなどした」



- 児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？
- 自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。
- 自らの行動の結果が、児童生徒及び保護者、自分の家族、学校、社会全体にどのような影響を及ぼすのか、常に考えておかなければならない。
- なお、不同意わいせつの時効は、刑事訴訟法第 250 条第 3 項（公訴時効期間）の規定により、12 年である。一方、懲戒処分に時効はない。

【事例１２】

女性教諭のＵは、担任をしていたクラスの高校２年の男子生徒Ｖ（１７歳）と、ある漫画についてのＳＮＳでのコメントを頻繁にやり取りをするうちに親密な仲となり、男子生徒Ｖを、保護者に無断で深夜に飲食店に連れて行った。

そこで、Ｕ教諭は酒に酔っていたこともあり、他の客もいる前で、男子生徒Ｖにキスをしたり、服を脱がせようとした。

後日、教育委員会に匿名の通報が寄せられ、事実が発覚した。

Ｕ教諭はわいせつ目的ではなかったと説明したが、教育委員会は警察に告発し、Ｕ教諭は警察の事情聴取を受けたうえで、書類送検された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第２－２－（１）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第２９条第１項第１号及び第３号

○香川県青少年保護育成条例

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）青少年 １８歳未満の者をいう。

（２）～（９） 略

（深夜外出の制限等）

第１５条 保護者は、午後１１時から翌日午前４時までの間（以下「深夜」という。）、その監護に係る青少年が外出する場合においては、保護者が自ら同行するか、又は成年者に囑託して同行させるように注意しなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

２ 何人も、正当な理由がないのに、深夜、保護者の囑託を受けず、又はその承諾を得ないで青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

３・４ 略

（淫行又は猥せつ行為等の禁止）

第１６条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。

２ 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

第２２条 第１６条の規定に違反した者は、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第２６条 次の各号のいずれかに該当する者は、１０万円以下の罰金に処する。

（１）～（６） 略

（７） 第１５条第２項の規定に違反した者

（８）・（９） 略

【ポイント】

- 「SNSでのコメントを頻繁にやり取りをするうちに親密な仲となり」



■批判や誤解を受ける行動ではないか？

- 「男子生徒Vを、保護者に無断で深夜に飲食店に連れて行った。そこで、U教諭は酒に酔っていたこともあり、他の客もいる前で、男子生徒Vにキスをしたり、服を脱がせようとした」



■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

- 「U教諭はわいせつ目的ではなかったと説明した」



■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■酒に酔っていたこともあるが、例え、わいせつ目的ではなかったとしても、キスをしたり、服を脱がそうとした行為そのものが問題である。当事者間に同意があったとしても、香川県青少年保護育成条例が適用される。

■教員としての立場と職責の重大さを十分に自覚し、いかなる場面でも職の信用を傷つけることのないようにする必要がある。

【事例13】

女子バレー部の顧問である男性教諭のWは、部員である高校2年の女子生徒Xが、腰の痛みを訴えるので、服を脱がせて、背中から腰にかけてテーピングを施した後、女子生徒Xに手当ての効果を実感してもらうためと言って、体の前や後ろをデジタルカメラなどで十数枚撮影した。

女子生徒Xは苦痛な気持ちでいっぱいであったが、日ごろ熱心な部活動指導を受けていたことから我慢していた。

女子生徒Xは、他の教員に相談したが、その教員から「熱心な指導を受けているのだからいいんじゃない。ちゃんと治療までしてもらってるし。」と言われ、絶望的な気持ちに陥り、精神的に不安定となりリストカットをするなど自殺未遂を起こすまでになった。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2－2－（1）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

○香川県青少年保護育成条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

（2）～（9） 略

（淫行又は猥せつ行為等の禁止）

第16条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【ポイント】

- 「服を脱がせて、背中から腰にかけてテーピングを施した後、女子生徒Xに手当ての効果を実感してもらうためと言って、体の前や後ろをデジタルカメラなどで十数枚撮影した。」

↓

- カメラでの撮影は、本当に必要か？ 説明責任が果たせるのか？
- 児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？
- 批判や誤解を受ける行動は避けなければならない。

■自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。

○「教員から『熱心な指導を受けているのだからいいんじゃない。ちゃんと治療までしてもらってるし。』と言われ、絶望的な気持ちに陥り、精神的に不安定となりリストカットをするなど自殺未遂を起こすまでになった」

↓

■生命に関する深刻な二次被害(セカンドハラスメント)につながることもある。生徒の「こころ」に一生の深い傷を負わせることもあることを重々、自覚しなければならない。なお、相談を受けた教員であっても、発言により生徒を傷つけた時は、懲戒処分又は矯正措置の対象になる場合がある。

【二次被害(セカンドハラスメント)とは】

周囲の人に相談したことにより、被害者が二次的に精神的苦痛や実質的な不利益または被害を受けること。例えば、次のような行為がある。

●被害者側に問題があると発言する

「どうしてこうしなかったの?」「あなたにもスキがあったんじゃないの?」 など

●被害者が相談することを非難する

「考えすぎでないか?」「本当か?」 など

●加害者を擁護する

「男はそんなもんだよ」「あの人がそんなことをするはずがない。」 など

●加害者へ同調する

「本当に嫌だったら拒否できたはず」「最初は恋愛だったのにうまくいかなかったからセクハラと言うのか」 など

●被害者の気持ちを無視した発言をする

「もっとひどい被害を受けた人がいる」「たいしたことないよ」 など

●興味本位で被害内容を聞く

【事例 14】

男性教諭 Y は、無料通信アプリを通じて知り合った女子中学生 Z に自身の裸の画像を撮影させ、Y 教諭のスマートフォンに送信させた。

後日、女子中学生 Z のメールを見た親が警察に届け出て発覚し、Y 教諭は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反容疑で警察に逮捕された。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第 2－2－（１）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

（定義）

第 2 条 この法律において「児童」とは、18 歳に満たない者をいう。

2 略

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（略）に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

（１）・（２） 略

（３） 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀（でん）部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

（児童ポルノ所持、提供等）

第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。

5～8 略

【ポイント】

○「14 歳の女子中学生に、裸の写真を同教諭のスマートフォンに送らせた。」

↓

- 児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？
- 自らの行動が、犯罪及び違法行為、信用失墜行為ではないか、常に意識しなければならない。
- 自らの行動の結果が、児童生徒及び保護者、自分の家族、学校、社会全体にどのような影響を及ぼすのか、常に考えておかなければならない。

5 セクシュアル・ハラスメントの事例

【事例1】

男性教諭のAは、自分のスマートフォンで、無料アプリケーション「LINE」を用いて、女子生徒Bに対して、「一緒に寝よう」「チューしたい」などの卑わいな内容のメールや、わいせつな画像を送った。

また、他の女子生徒Cに対しても、「一緒に寝よう」などの内容のメールをした。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2－2－（1）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【ポイント】

○「無料アプリケーション「LINE」を用いて、卑わいな内容のメールや、わいせつな画像を送った。」

↓

■性的な内容の電子メールの送付は、児童生徒等を不快にさせる職場等の外における性的な言動であり、セクシュアル・ハラスメントに該当する。

○メールは、2名の女子生徒に複数回送信されている。

↓

■女子生徒に対し卑わいな言動を繰り返し行ったものであり、生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとして、特に悪質な場合に該当する。

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

【事例 2】

授業の内容に分からないことがあったので、女子生徒 2 名が理科準備室の男性教諭の D を訪ねた。D 教諭の机の上には、水着姿の女性が写っている写真雑誌が置いてあり、女子生徒 2 名は、「嫌だなあ」と不快な気持ちになった。

D 教諭は、女子生徒 2 名が写真雑誌を嫌がる雰囲気は察知したが、質問を受けている最中も、机の上の写真雑誌を片付けることがなかった。

後日、県民を名乗る女性から、勤務時間中にいかがわしい雑誌を読み、それを女子生徒に見せ付けている破廉恥な教員がいるとの電話が、学校にあった。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第 2－2－（１）－イに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

【ポイント】

- 「D 教諭の机の上には、水着姿の女性が写っている写真雑誌が置いてあり」



■水着姿の女性が写っている写真雑誌は勤務と全く関係のない私物であり、学校に持ち込むのは不適切。また、勤務時間中にそのような写真雑誌を読むことは職務専念義務（地方公務員法第 30 条）違反の可能性がある。

- 「女子生徒 2 名は、『嫌だなあ』と不快な気持ちになった」



■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■「不快」かどうかは、相手の判断が重要。

- 「女子生徒 2 名が写真雑誌を嫌がる雰囲気は察知したが、質問を受けている最中も、机の上の写真雑誌を片付けることがなかった」



■嫌がっていることが分かったら、取るべき行動はなかったか？

- 「県民を名乗る女性から、勤務時間中にいかがわしい雑誌を読み、それを女子生徒に見せ付けている破廉恥な教員がいるとの電話が、学校にあった」



■相談窓口へ苦情の申し出がなかったのにはどのような理由が考えられるか？

【事例3】

男性教諭のEは、授業中、卑わいな話をしたり女子生徒の外見や容姿に関して発言するので、不快に思っている生徒から、「やめてほしい」と学年主任に抗議があった。

学年主任は管理職に相談し、管理職が発言の理由をE教諭に聞いたところ、「冗談のつもりだった」と話した。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第2－2－（1）－イに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【ポイント】

○「授業中、卑わいな話をしたり女子生徒の外見や容姿に関して発言する」



■卑わいな発言をしたり、身体的特徴を話題にすることは、相手を不快にさせるものであり、許されない。

○「『冗談のつもりだった』と話した」



■「この程度のこと」と思っていないか？

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■皆が笑っているようであっても、全員に許容されている訳ではない。

■実際、女子生徒が不快だと思っており、その話や発言はセクシュアル・ハラスメントとなり得る。認識が甘い。「冗談のつもり」は通用しない。

【事例４】

男性教諭のFは、バスケットボール部の顧問として、女子部員１５名を引率し、練習試合に参加するために他県へ遠征した。

F教諭は、試合の終わった夜、宿泊先のホテルの自室に部員を一人ずつ呼び、練習試合で大敗した反省点をマンツーマンで指導した。

その際、部員のうち５名が、F教諭の前で、練習試合での自分の不甲斐なさに涙を流したことから、F教諭は部員それぞれを抱きしめ、その際、肩や臀部を執拗に撫でた。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第２－２－（１）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第２９条第１項第１号及び第３号

【ポイント】

○「試合の終わった夜、宿泊先のホテルの自室に部員を一人ずつ呼び」



■個人指導の際に配慮することは？

■密室状態を回避するべきである。

○「部員のうちの５名が、F教諭の前で、練習試合での自分の不甲斐なさに涙を流したことから、F教諭は部員それぞれを抱きしめ」



■人間関係ができていると思い込んではいないか？

■教員の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまうことがある。

○「その際、肩や臀部を執拗に撫でた」



■批判や誤解を受ける行動ではないか？

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■教育に携わる公務員として、自らを厳しく律し、児童生徒や保護者、県民からの信頼を裏切らないようにしなければならない。

【事例5】

女子バレーボール部顧問の男性教諭Gは、実技指導をした後に筋肉痛になることから、約半年の間に30回程度、G教諭の腕や太腿部を、数人の女子部員にマッサージさせた。女子部員は、言葉に出して断ることはなかった。

G教諭は、部活動の指導を行ったことで筋肉痛になっていることから、女子部員にマッサージさせることに何らの問題もないと思っていた。

後日、マッサージをさせられた女子部員の保護者から学校に抗議があった。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2－2－（1）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【ポイント】

○「約半年の間に30回程度、G教諭の腕や太腿部を、数人の女子部員にマッサージさせた」

↓

■部員にマッサージをさせることは許されることか、妥当であるか？

■部員はどのように感じているのか？

○「女子部員は、言葉に出して断ることはなかった」

↓

■本当は嫌だと思っても、いつも意思表示があるとは限らない。

○「G教諭は、部活動の指導を行ったことで筋肉痛になっていることから、女子部員にマッサージさせることに何らの問題もないと思っていた」

↓

■「この程度のこと」と思ってはいないか？

■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■相手も許容するだろうという勝手な憶測をしてはいけない。

【事例6】

学習指導に熱心な5年生担任の男性教諭のHは、放課後、学習が遅れがちな児童や希望する児童に対して、保護者の了解のもとに補充学習を行っている。

このような中、女子児童Iに対して、身体を必要以上に近づけて個人指導を行い、時折、頭を撫でたり、肩に手を置いたりした。児童Iは、分かりやすく教えてくれる熱心なH教諭に感謝の気持ちをもちつつ、反面、自分が特別扱いされているという不快な気持ちも抱いていた。

児童Iは、不快な気持ちをなかなか言い出せなかったが、思い切って母親に相談し、多感な時期の子どもを心配した母親から学校に事実確認と改善の要求があった。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第2－2－（3）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【ポイント】

○「身体を必要以上に近づけて個人指導を行い、時折、頭を撫でたり、肩に手を置いたりした」

↓

■必要以上に身体を近づけたり、身体に触れることは、「性的な言動」に含まれる。

○「多感な時期の子どもを心配した母親から、学校に事実確認と改善の要求があった」

↓

■丁寧に話を聴き、事実確認の実施、確認結果の報告等を行う旨を説明するなど、誠実な対応が必要。適切な初期対応が、児童及び保護者の信頼を回復する鍵となる。

【事例7】

男性教諭のJは、体育の授業中、男子生徒Kの体毛の多い体を見て、「君は毛深くて男らしいね」と言った。

後日、男子生徒Kの保護者から、「子どもが、授業中、体育の先生から毛深いと言われた。このことは子どもがとても気にしていたことで、体育の先生から言われたことで、学校に行きたくないと言っている」との相談が担任にあった。

担任は管理職に相談し、管理職がJ教諭から事実確認をしたところ、「悪意はなく、男らしいことを言いたかっただけ」と話した。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第2－2－（3）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【ポイント】

- 「体育の授業中、男子生徒Kの体毛の多い体を見て、『君は毛深くて男らしいね』と言った」



- 「不快」に感じるか否かには個人差がある。
- 相手も許容するだろうという勝手な憶測をしてはいけない。

- 「『悪意はなく、男らしいことを言いたかっただけ』と話した」



- 自分の感覚がすべての人に当てはまるものではない。
- 「不快」かどうかは、相手の判断が重要。

【事例 8】

男性教諭の L は、小学校 6 年生の授業において、ティーム・ティーチングの T 2 を担当している。しかし、机間指導の際、女子児童にニヤニヤして耳元で「いい匂いがするね」と言いながら、頭や身体に顔を近づけてくるので、女子児童の間では、「気持ちが悪い」という話題でもちきりになっていた。

ある日、保護者を名乗る男性から、「学校はこのような事実を承知しているのか。しかるべき対応をしろ」との訴えがあった。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第 2－2－（3）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

【ポイント】

- 「机間指導の際、女子児童にニヤニヤして耳元で『いい匂いがするね』と言いながら、頭や身体に顔を近づけてくる」



■性的な関心、欲求に基づく発言をしたり、行動をしたりすることは、相手を不快にさせるものであり、許されるものではない。

- 「女子児童の間では、『気持ちが悪い』という話題でもちきりになっていた」



■ L 教諭に自覚がないとしても、女子児童は不快感を訴えており、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として捉えられる。

■児童間ではもちきりの話題を教師集団が知り得なかった原因は、どこにあると考えられるか？

- 「保護者を名乗る男性から、『学校はこのような事実を承知しているのか。しかるべき対応をしろ』との訴えがあった」



■女子児童が校内の教職員には相談しなかった原因はどこにあると考えられるか？

【事例9】

男性教諭のMは、熱心に放課後の水泳指導を行い、いろいろな水泳大会で好成績を収めている。

ある日、M教諭は、日ごろから好意を抱いていた身体的成長の著しい小学6年の女子児童Nに対して、フォームの矯正と称し、プールで特別に個人指導を行った。その際、女子児童Nの下腹部や胸部を直視したり、身体を両手で支えながら臀部や大腿部、胸部に触れるなどした。

女子児童Nは、当初は個人指導による故意ではない接触と思い気にはしなかったが、執拗に繰り返し行われるようになった状況に不安を覚え、養護教諭に相談した。

【考えられる懲戒処分】

懲戒免職：懲戒処分の指針第2－2－（1）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【ポイント】

○「日頃から好意を抱いていた」



■特定の児童に対し、教員と児童の枠を超えた特別な感情を抱くことは、不適切である。

○「身体的成長の著しい小学6年の女子児童Nに対して、フォームの矯正と称し、プールで特別に個人指導を行った」



■個人指導の際に配慮することは？

■極端に偏った指導は避ける必要がある。

○「女子児童Nの下腹部や胸部を直視したり、身体を両手で支えながら臀部や大腿部、胸部に触れるなどした」



■児童生徒性暴力等に該当するという考えはなかったのか？

■必要以上に身体を直視することや身体に触れることは、「性的な言動」に含まれる。

【事例１０】

男性教諭の〇は、同じ学年団の既婚の女性教諭Ｐに対し、忘年会で、「そろそろおめでたかなあ。子どものつくりかた教えてあげようか」と言い、翌月には、進路指導室において一人でパソコンに向かって仕事をしているＰ教諭に対し、「綺麗な手をしているね」と言いマウスを持つ右手を触りながら、食事へ誘った。

Ｐ教諭は、〇教諭と職場でうまくやっていかなければならないと考え、誰にも相談しないでいたが、次第にエスカレートしていく〇教諭の言動に恐怖心を覚え、管理職に相談した。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第２－２－（３）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

【ポイント】

- 「女性教諭Ｐに対し、忘年会で、『そろそろおめでたかなあ。子どものつくりかた教えてあげようか』と言い」



■飲酒の席を問わず、性的な関心、欲求に基づき、性的な経験や性生活について質問したり、性的な関係を結ぶようにほのめかしたりして、相手を不快にさせる言葉かけは、許されるものではない。

- 「進路指導室において一人でパソコンに向かって仕事をしているＰ教諭に対し、『綺麗な手をしているね』と言いマウスを持つ右手を触りながら、食事へ誘った」



■性的な関心、欲求に基づき、身体に不必要に接触したり、食事やデートにしつこく誘ったりすることは、相手を不快にさせる行動であり、許されるものではない。

【事例１１】

男性教諭のＱはベテランであり、生徒への指導はもとより、教員への助言にも定評があり、最近では若手の女性教諭Ｒの学級経営に関する悩みの相談にのっていた。

ある日の放課後、浮かぬ顔つきであったＲ教諭を特別教室に呼び相談にのっていたＱ教諭は、その途中で、Ｒ教諭の手を握ったり、肩に手を回し引き寄せ肩を叩いたりした。

Ｑ教諭の行動に戸惑い不快感を覚えたＲ教諭は、後日、管理職に相談した。管理職は、Ｒ教諭に対し「Ｑ教諭はいつも親身になって相談に乗ってくれているじゃないか。手や肩を触られたくらいなら、たいしたことないじゃない。神経質にならず、受け流したらどうか。」と話した。

管理職の言葉にショックを受けたＲ教諭は、次第にメンタルヘルス不調の症状がみられるようになり、メンタルヘルス相談窓口に相談した。セクハラの実事を確認した心理士が、本人の同意のもと教育委員会事務局の担当者へ連絡し、担当者がＱ教諭に実事を確認したところ、「慰めるために思わずそのような行動をとってしまった」と話した。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第２－２－（３）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

【ポイント】

○「放課後、浮かぬ顔つきであったＲ教諭を特別教室に呼び」



■相談にのることに問題はないが、配慮することは？

○「Ｑ教諭は、その途中で、Ｒ教諭の手を握ったり、肩に手を回し引き寄せ肩を叩いたりした」



■必要なく身体に触れることは、「性的な言動」に含まれる。

○「『Ｑ教諭はいつも親身になって相談に乗ってくれているじゃないか。手や肩を触られたくらいなら、たいしたことないじゃない。神経質にならず、受け流したらどうか。』と話した。」



■先入観をもって、行動を一般化して軽く見るような態度をしていないか。

■加害教員をかばうようなことをしていないか。

- 管理職など相談を受けた職員は、不適切な言動によって被害を受けた児童生徒又は教員に新たな被害(二次被害・セカンドハラスメント)を生じさせることのないよう、常に注意することが必要である。

○「『慰めるために思わずそのような行動をとってしまった』と話した」



- 人間関係ができていると思い込んではいないか？
- 意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまうことがある。

【二次被害(セカンドハラスメント)とは】

周囲の人に相談したことにより、被害者が二次的に精神的苦痛や実質的な不利益または被害を受けること。例えば、次のような行為がある。

●被害者側に問題があると発言する

「どうしてこうしなかったの？」「あなたにもスキがあったんじゃないの？」 など

●被害者が相談することを非難する

「考えすぎでないか？」「本当か？」 など

●加害者を擁護する

「男はそんなもんだよ」「あの人がそんなことをするはずがない。」 など

●加害者へ同調する

「本当に嫌だったら拒否できたはず」「最初は恋愛だったのにうまくいかなかったからセクハラと言うのか」 など

●被害者の気持ちを見殺しした発言をする

「もっとひどい被害を受けた人がいる」「たいしたことないよ」 など

●興味本位で被害内容を聞く

【事例 12】

男性教諭の S は、学校の担任をしていたクラスの女子生徒 T からメールで教育に関する相談を受けているうちに女子生徒 T と親しくなり、携帯電話やメールで私的なやり取りも行うようになった。

S 教諭は、女子生徒 T をいとおしいと思うようになり、「好きだ。結婚したい」という旨のメールを送るようになった。

S 教諭は、女子生徒 T から「先生を信頼しているが、恋の対象ではない」旨の返信を受けていたが、メールを送り続けていた。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第 2－2－（3）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

【ポイント】

○「クラスの女子生徒 T からメールで教育に関する相談を受けているうちに」



■メールでの相談は適切か？

○「携帯電話やメールで私的なやり取りも行うようになった」



■批判や誤解を受ける行動ではないか。

○「女子生徒 T をいとおしいと思うようになり、『好きだ。結婚したい』という旨のメールを送るようになった」



■教員と生徒の関係において、節度を欠き、批判や誤解を受ける言動ではないか。

○「女子生徒 T から『先生を信頼しているが、恋の対象ではない』旨の返信を受けていたが、メールを送り続けていた」



■相手が嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはならない。

【事例１３】

男性教諭のＵは、休憩時間に女性教諭Ｖと会話をしている中で肩こりに困っていると話を聞き、あんまが得意だから肩もみしてあげると言い、Ｕ教諭は、Ｖ教諭の意向も十分に確認しないまま、Ｖ教諭の肩を数分間、あんまをした。

Ｖ教諭は、困惑した表情をただけで何も言わなかったが、周りに居た教員たちは、Ｕ教諭の行為はセクシュアル・ハラスメントではないかと話をした。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第２－２－（３）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

【ポイント】

○「Ｕ教諭は、Ｖ教諭の意向も十分に確認しないまま、Ｖ教諭の肩を数分間、あんまをした」



■良かれと思う行為であっても、相手を不快にさせるかもしれない身体的接触は、慎まなければならない。

○「Ｖ教諭は、困惑した表情をただけで何も言わなかった」



■本当は嫌だと思っていっても、いつも意思表示があるとは限らない。

○「周りに居た教員たちは、Ｕ教諭の行為はセクシュアル・ハラスメントではないかと話をした」



■仮にＶ教諭から望まれて行った行為であっても他人が見て不快に思う場合もある。

【事例 14】

男性教諭のWは、学校の担任をしていたクラスの女子生徒Xから、プライベートでの相談を受け、直接話を聞くだけでなく、やがて、深夜までSNSでのやり取りを頻繁に行うようになった。

ある日、W教諭が女子生徒Xを飲みに誘い、二人で居酒屋に行った。二人とも飲酒はしなかったが、W教諭は、部屋が個室である種の開放感があったこと、また、女子生徒Xから恋愛のことを相談され自分に気があると勘違いしたこと、頭を撫でたり、手を握ったり、意図的に自分の足で女子生徒Xの足に接触しようとした。帰り際に、女子生徒Xから「相談に乗ってもらったことは、ありがとう。」と言われた。

翌日、女子生徒Xの保護者から学校に抗議があった。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第2-2-(3)-アに該当

処分根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【ポイント】

○「深夜までSNSでのやり取りを頻繁に行うようになった。」



■批判や誤解を受ける行動ではないか。

○「飲みに誘い、二人で居酒屋に行った。」



■教員としての立場をわきまえた行動ではない。

○「自分に気があると勘違いしたこと、頭を撫でたり、手を握ったり、意図的に自分の足で女子生徒Xの足に接触しようとした。帰り際に、女子生徒Xから『相談に乗ってもらったことは、ありがとう。』と言われた。」



■本当は嫌だと思っていなくても、いつも意思表示があるとは限らない。

【事例 15】

男性教諭 Y（既婚）は、教育実習生 Z の指導を担当していた。Y 教諭は、実習授業の計画づくりを指導するため、日曜日に校外で会うことを提案し、一度は断られたが、「（授業計画づくりは）間に合う？」と言い、了解させ、日曜日に自家用車で飲食店に行き、1 時間ほど授業づくりの指導や食事をした。

その後、店の駐車場に止めてあった車内で、Y 教諭は、教育実習生 Z に対し「彼氏はあるの」「付き合いたい」等と言い、教育実習生 Z が断ったにもかかわらず、無理やり、手を握り、キスをした。教育実習生 Z が泣きだしたため Y 教諭は謝罪するとともに、「このことは伏せておいて」と口止めした。教育実習生 Z から相談された友人らが大学に連絡し、一連の行為が発覚した。

【考えられる懲戒処分】

停職、減給又は戒告：懲戒処分の指針第 2－2－（3）－アに該当

処分根拠：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

【ポイント】

○「実習授業の計画づくりを指導するため、日曜日に校外で会うことを提案し、一度は断られたが、「（授業計画づくりは）間に合う？」と言い、了解させ」



■教育実習生に対し、指導のため、日曜日に校外で行う必要があるのか。指導担当としての優越的な地位を利用していないか。

○「『彼氏はあるの』『付き合いたい』等と言い、教育実習生 Z が断ったにもかかわらず、無理やり、手を握り、キスをした。」



■性的な関心、欲求に基づく発言をしたり、行動したりすることは、相手を不快にさせるものであり、許されるものではない。

■相手が嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さない。

■必要なく身体に触れることは、「性的な言動」に含まれる。

○「『このことは伏せておいて』と口止めした。」



■口止めすることは適切なのか。

6 不祥事の影響

(1) 児童生徒への影響

- 児童生徒への児童生徒性暴力等やセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒の「こころ」に深い傷を負わせ、その後の成長にも影を落としたり、二次被害を生じさせることもあります。

【影響例】

- ① 教職員から児童生徒性暴力等やセクシュアル・ハラスメントを受けたことで、大人への不信感が生じ、大人の言うことが信じられなくなります。
- ② ふとしたことから、児童生徒性暴力等やセクシュアル・ハラスメントを受けた当時のことを思い出して、気分が悪くなったりします。
- ③ 精神的に不安定になり、リストカットをしたり自殺願望を持つこともあります。
- ④ 感情の起伏が激しくなり、粗暴な言動をするようになります。
- ⑤ 気分がふさぎこみ、不登校になったり、学校を休みがちになります。

(2) 学校、家族等への影響

- たった1人の不祥事であっても、学校、教職員全体、ひいては学校教育そのものに対する児童生徒、保護者のみならず県民からの信頼をも、一瞬にして失うことになります。
- 懲戒処分を行った際は、原則として、被処分者の所属の区分、職階、年齢、性別、事件の概要、処分内容、処分時期を公表する（非行内容が重大な場合や懲戒免職の場合など社会に及ぼす影響が著しい場合は、被処分者の所属・氏名も公表する）こととしています。ただし、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合には、例外として、公表しないことがあります。
被害者はもちろん精神的な傷を負っていますが、事案が公表された場合、加害者となった教職員の家族等に与える影響についても考えてみてください。

(3) 教職員本人への影響

懲戒処分を受けた場合、昇給、期末・勤勉手当、退職手当などに影響します。

停職処分を受けた場合には、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第5条の規定により職務に従事できないとともに、停職期間中いかなる給与も支給されません。

また、懲戒免職処分を受けた場合、教育職員免許法第10条の規定により、免許状は効力を失いますし、香川県職員退職手当条例第10条の規定により、非違の状況等に応じ退職手当等の全部又は一部が支給されません。

さらに、事案によっては、刑事責任や民事上の賠償責任が生じることもあります。

加えて、児童生徒性暴力等に及んだ教育職員等については、文部科学省の通知等において、「法の基本理念を踏まえ、懲戒免職とする」とされており、児童生徒性暴力等に及んだことにより免職となり免許状が失効した教育職員等（以下「特定免許状失効者等」という。）に対し、「児童生徒性暴力等を行った教員が再び教壇に戻ってくるという事態はあってはならない」という考え方の下、再び免許状が授与されることは基本的にありません。

また、特定免許状失効者等については、国が整備するデータベースに40年間登録され、任命権者が採用活動をする際には必ず同データベースへの登録の有無を確認することが義務付けられているため、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教育職員等として採用されることも基本的にありません。

【懲戒処分が給与に与える影響額（試算）】

40歳の教諭が令和7年4月1日に懲戒処分を受けた場合、定年退職するまでに給与等に与える影響額(損失額)は、次のとおりです。

その後の人生設計に大きな影響を与えることを十分に認識してください。

○条件：（給料月額：約38万円、扶養手当及び住居手当なし）

懲戒処分の種類	影響額（損失額） （処分を受けない場合との差額）
戒告（※）	約 19万円
減給1／10 3月（※）	約 35万円
停職6月（※）	約 420万円
免職	給与 約1億7,700万円 ※ 処分後、給与は一切支給されない。 退職手当 約2,270万円 ※ 非違の状況等に応じ退職手当等の全部又は一部が支給されない。

※ 上記のほか、将来の給与等にも一定の影響があります。

この他、刑事責任及び民事上の賠償責任を問われる場合があります。

7 参考資料

ワークシート

事例に記載しているポイントも参考にしながら、自由に意見を出し合いましょう。

【 事例 】

	わいせつな行為
	セクシュアル・ハラスメント

◆事例における問題点、原因、背景等は、どのようなものでしょうか。

◆事例が及ぼす影響には、どのようなものがあるのでしょうか。

◆事例のような不祥事を出さないためには、どのような対策が必要でしょうか。

Ⅳ チェックシート（児童生徒性暴力等について）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	児童生徒性暴力等の意味を理解し、決して行ってはならないことを知っている。			
2	児童生徒とメールやSNS等での私的なやり取りを行ってはならないことを知っている。			
3	勤務時間外における私的な場においても、周囲から誤解や批判を受けることのないよう厳しく律した言動に努めている。			
4	児童生徒に対する日頃の言動が適切なものであるか常に確認している。			
5	自分の言動が、児童生徒、保護者のみならず、県民の教育に対する信頼に影響を及ぼすものであることをしっかり自覚している。			
6	児童生徒を性的対象として見ることは決してない。			
7	刑法では、16歳未満の者に対しては、たとえ、合意があっても不同意わいせつ罪になることを知っている。			

(A : はい B : どちらともいえない C : いいえ)

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の内容について、教職員に周知している。			
2	教職員の模範として、自らの行動を厳しく律し、所属教職員に対して日頃から厳正に指導を行っている。			
3	児童生徒とメールやSNS等での私的なやり取りを行ってはならないことを明確化し、教職員に周知徹底している。			
4	所属教職員が悩み事や生活態度の乱れ等から、不正行為を起こすことのないよう教職員とのコミュニケーションに努め、適切な助言、指導を行っている。			
5	不祥事防止に関する校内研修計画を作成、実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取り組みを行っている。			
6	相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制になっている。			
7	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
8	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
9	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握し、管理できている。			
10	勤務時間外といえども所属教職員が罪を犯した場合は、管理監督責任を問われることを知っている。			
11	類似の事件の再発を防ぐため、転任等の際には人事情報の引き継ぎを適切に行っている。			

(A : はい B : どちらともいえない C : いいえ)

※研修用資料「信頼される教師を目指して」より抜粋

Ⅳ チェックシート（セクシュアル・ハラスメントについて）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを理解している。			
2	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを理解している。			
3	個人間、男女間、世代間で受け止め方に大きな差があることを認識している。			
4	児童生徒は明確な意思表示をできないことを理解している。			
5	児童生徒の指導は相手の立場に立って考え、教育的配慮をもって行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	教育委員会において策定されている「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針」を周知徹底している。			
2	教育委員会において策定されている「ハラスメントのない快適な職場づくり」を周知徹底している。			
3	児童生徒への悪質なセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒性暴力等に該当し得ることについて周知徹底している。			
4	「運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて」を周知徹底している。			
5	研修会を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する認識を深めている。			
6	セクハラは、相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを教職員に理解させている。			
7	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを周知している。			
8	セクハラ相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制になっている。			
9	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
10	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
11	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握し、管理できている。			
12	異性の児童生徒への個別指導を行う際に、相談者と同性の職員を同席させたり、複数の教職員で対応するように配慮できている。			
13	類似の事件の再発を防ぐために転任等の際には人事情報の引き継ぎを適切に行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

※研修用資料「信頼される教師を目指して」より抜粋